

2021年2月26日

各位

京都信用金庫

貸金庫規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「貸金庫規定」および「貸金庫規定（カード方式）」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2021年4月1日（木）

2. 改定する規定

- ・ [貸金庫規定](#)
- ・ [貸金庫規定（カード方式）](#)

3. 改定内容（改定部分を下線表示）

改定前	改定後
第12条 解約 1～5（略） <u>第6項を第7項に繰り下げし、右記の通り</u> <u>第6項を挿入</u>	第12条 解約 1～5（略） <u>6. 前項の定めにかかわらず、本条第2項</u> <u>④による解約の場合には、解約から3</u> <u>か月が経過していなくても当金庫は貸</u> <u>金庫の開扉、格納品の別途管理および</u> <u>開扉に際し公証人の立会いを求めるこ</u> <u>とができるものとします。これらに要</u> <u>する費用は当金庫の負担とします。</u>
第14条 緊急措置 1.（略） <u>2.（新設）</u>	第14条 緊急措置 1.（略） <u>2. 災害による被害の発生が予想される場</u> <u>合等、当金庫の判断で貸金庫の営業を</u> <u>臨時休止または営業時間を短縮するこ</u> <u>とができるものとします。このために</u> <u>生じた損害については当金庫は責任を</u> <u>負いません。</u>

以上